

県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 5 号

県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

県立自然公園条例施行規則（昭和34年岩手県規則第39号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(特別地域内における行為の許可の基準) 第 4 条の 2 [略] 2～11 [略] 12 条例第10条第 4 項第 1 号に掲げる行為（前各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の工作物の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可の基準は、前項各号の規定の例によるほか、 <u>次の各号のいずれか</u> とする。 (1)・(2) [略] 13～28 [略]	(特別地域内における行為の許可の基準) 第 4 条の 2 [略] 2～11 [略] 12 条例第10条第 4 項第 1 号に掲げる行為（前各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の工作物の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可の基準は、前項各号の規定の例によるほか、 <u>次のとおり</u> とする。 (1)・(2) [略] 13～28 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の県立自然公園条例施行規則第 4 条の 2 第12項の規定は、この規則の施行の日以後にされる県立自然公園条例（昭和33年岩手県条例第53号）第10条第 4 項の規定による許可の申請について適用し、同日前にされた同項の規定による許可の申請については、なお従前の例による。